

# ほいくしせつにゅうしょ あんない 保育施設入所のご案内



箕面市教育委員会子ども未来創造局幼児教育保育室  
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1(子ども総合窓口)  
電話 072-724-6791/FAX :072-721-9907

## 1. 保育施設入所の申込について

平成30年5月以降新たに保育施設への入所を希望するかたは、下記の手続きにより申込みをしてください。箕面市では毎月1日入所のみ受付しています。(月途中入所は行っていません。)なお、保育料については、別紙『保育料について』をご確認ください。

## 2. 保育施設申込の対象児童

入所日時点で生後57日目以降から小学校就学前で、保護者が次のいずれかに該当する**箕面市内在住**の児童(申込時点では生後57日目未満や箕面市に転入予定の場合でも事前に受付します。)

- ①昼間に居宅外で仕事をしている
- ②昼間に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている
- ③妊娠中、または出産後間がない
- ④病気、負傷または心身に障害がある
- ⑤長期にわたる病気や、心身に障害がある親族を常に介護している
- ⑥震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
- ⑦その他、箕面市教育委員会教育長が特に認めた場合(児童に発達上支援を要し、集団保育が望ましい場合(支援保育)など。なお、支援保育については、**申込みの前に、子ども総合窓口**にご相談ください。)

**週4日以上、一日4時間以上**の勤務等により家庭で児童の保育ができないかたを入所の対象とします。入所申込時に求職中の場合は、入所後1か月以内に勤務に就き、勤務証明書を提出してください。



## 3. 保育時間

### (1) 保育時間

おおむね午前7時00分から午後7時00分までのうち、保護者が就労等により保育を必要とする時間の範囲。また、入所後一週間程度のならし保育があります。(保育施設によって異なります。開所時間については、別紙『保育施設一覧』で、ならし保育については、各施設に直接ご確認ください。)

### (2) 休所日

- ①日曜日
- ②「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ③年末・年始(12月29日から1月3日まで)

## 4. 申込期限・方法

**締切:** 入所希望月の前月の10日(10日が日曜・祝日にあたる場合は翌開庁日)

申込は随時受け付けています。ただし、2月及び3月の入所申請については、新年度の4月入所と同時にいきますので締切が異なります。

**受付時間:** 月曜日から土曜日(祝日を除く) 午前8時45分から午後5時15分まで

市役所別館2階子ども総合窓口へ保護者のかたが直接申込みをしてください。

豊川・止々呂美支所や郵送での受付はしていません。

\* 申請の際は、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

\* 締切をすぎると希望月での入所の受付はできませんのでご注意ください。

\* 受付の先着順によって選考結果が変わることはありません。

## 5. 申込に必要な書類

申込みには下記の(1)～(10)の書類が必要です。各書類は、児童一人につき1枚必要です。

### (1) 支給認定書兼利用調整申込書

- \* 保育施設の入所と保育が必要であるという認定(支給認定といいます。)を受けていただくための申込書です。(保育施設を利用するみなさんに支給認定を受けていただく必要があります。)
- \* 住所、氏名欄は、住民登録と相違ないように記入してください。  
(必ず郵便物が届くように部屋番号等まで正しく記入してください。)
- \* 家族状況欄は、同居者全員について記入してください。(生計が別でも記入)  
また、単身赴任の家族がいる場合も、記載のうえ備考欄に居住地を記入してください。
- \* 続柄欄には入所児童からみた続柄を記入し、職業欄は、学生の場合は学年を記入してください。
- \* 保育の実施を希望する期間の欄には、家庭保育ができないと思われる期間(最長で就学前の年度末まで)を記入してください。
- \* 希望保育施設欄には別紙『箕面市保育施設一覧』から、希望順に記入し、第4希望以上は余白に記入してください。なお、保育施設の見学や、実費負担及び制服の有無などは、事前に保育施設に確認してください。また、認定こども園については、教育方針や費用などについて必ず各園に確認してから申込みしてください。

### (2) 保育施設入所に関する同意書兼誓約書

- \* 必ず内容をよく確認のうえ、申込みの際に提出してください。

### (3) 世帯調書・(4) 児童調書

- \* 該当する箇所チェックまたはマルをつけ、必要事項記入してください。



### (5) 保育が必要な理由を証明する書類 (勤務証明並びに申告書など)

保育が必要な理由		勤務証明並びに申告書		
		提出の要否	記載箇所	添付書類及び注意事項
就労	会社などに雇用されているかた	必要	1 会社や官公庁などに雇用されている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勤務先で証明を受けてください。</li> <li>●就労内定のかたも証明を受けてください。</li> </ul>
	自営業のかた (本人または親族が事業をしている場合)	必要	2 自営の場合 ※事業主が記入、押印のうえ申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事業主の場合】 税務署に提出されている「開業届出書(控)」または保健所等から交付される「営業許可証(写)」 (※どちらも提出できない場合は確定申告書(控)等、 事業による収入を確認できるものでも可)</li> <li>【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書</li> <li>【自営業開業予定の場合】 店舗予定地の賃貸契約書や開業経費の支出明細等 (自営業を開始できることが確認できるもの)</li> </ul>
妊娠・出産 (出産月を含む前後2か月)	必要	3 傷病・出産・看護の場合	4 内職の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師による証明を受けてください。</li> <li>●出産の場合は母子健康手帳のコピーも合わせて提出してください。</li> <li>●「介護」が理由の場合は、介護の対象となるかたのケアプラン、サービス利用票などを提出してください。</li> </ul>
疾病	必要			
介護	必要			
内職	必要			<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注先で証明を受けてください。</li> </ul>
就学	不要			<ul style="list-style-type: none"> <li>●在学証明書と授業の時間割表(カリキュラム)を添付してください。</li> </ul>
災害復旧	不要			<ul style="list-style-type: none"> <li>●罹災証明を添付してください。</li> </ul>

- \* 児童の父母それぞれの証明が必要です。また、複数児童の入所申込をされる場合、原本を一部提出していただければ、後はコピーで受付させていただきます。
- \* 提出された書類はお返しできませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取るなどしてください。（受付窓口ではコピーできません。）
- \* 不備書類は受付できないことがあります。必ず「平成30年度用」の様式に記入のうえ、押印等もれのないようご注意ください。

#### (6) 勤務実績報告書（2か月分）

- \* 育児休業から復帰するために申し込むかたは、産前休暇前の実績2か月分を記載してください。
- \* 内定のかたは、予定の勤務日数、支給額等について証明してもらって提出してください。
- \* 求職中のかたは提出は不要です。

#### (7) 所得を証明する書類（平成29年1月1日以前から箕面市にお住まいで、平成29年度・平成30年度市民税に係る所得を申告済みのかたは不要です）

下記の①～③のいずれかの書類が必要です。（所得、所得割額、控除内容の表示が必要です。）

- ①個人市区町村民税納税通知書（写）
- ②給与所得等にかかる市区町村民税特別徴収税額決定通知書（写）
- ③課税証明書（個人市区町村民税）（写）

- \* 単身赴任のかたで平成29年1月1日時点で住民登録が他市の場合は提出が必要です。

#### 【ご注意ください】

- ・所得が未申告のかたは、税額の確認ができませんので、所得の申告を行ってください。
- ・書類未提出や未申告などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。

#### (8) 住居の賃貸契約書・売買契約書などの写し等（転入予定のかたのみ）

転入先及び転入日が分かる書類を提出してください。



#### (9) 申込み児童の健康保険証のコピー（転入予定のかたのみ）

#### (10) その他必要書類

別紙『保育料について』を確認し、例えばきょうたいが私立幼稚園等に入園予定の場合など別途個別に必要な書類がないか必ず確認してください。

- 上記以外に、必要に応じて書類のご提出をお願いします場合がありますのでご了承ください。

## 6. 申込内容に変更が生じた場合

世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず子ども総合窓口にお申し出ください。

- \* 児童・保護者の氏名・住所（転出の予定がある場合もご報告ください。）
- \* 世帯員の構成（結婚、離婚、祖父母等の同居）
- \* 新たに妊娠、出産の予定がわかったとき
- \* 保護者の就労、内定、求職状況（転職、離職、勤務時間の変更等全てご連絡が必要です。）
- \* 保育施設の入所理由（就労を理由に保育施設の申込みをしたが、出産を理由に利用したい場合等）
- \* 家庭保育をしている児童の預け先の確保（職場託児や認可外保育施設等を利用することになった場合など）

必ず報告してくださいね！



## 7. ご注意ください

- (1) 求職中や内定または育休復帰予定で入所されたかたや未提出の書類のあるかたについては、入所期間は1か月間で決定します。入所期間の延長を行うために**勤務証明並びに申告書や勤務実績報告書、復職証明**などの必要書類を入所月の末日までに提出していただく必要があります。
- (2) 認定こども園の基本利用コースへの年度途中の変更は、就労状況に変更がない限り受付できません。
- (3) 入所内定後でも、以下の理由により内定を取り消すことがあります。  
(入所開始後であれば退所となります。)
  - \* 申込み及び面談調査のときに虚偽の記入または申告があった場合
  - \* 家族状況や保育が必要な理由に変更があり、「2. 保育施設申込の対象児童」に該当しなくなった場合
  - \* 保育施設利用中に無断または特別な理由なく、長期間(1か月以上)利用しなかった場合
  - \* 勤務予定先、復職予定先や勤務時間を報告なしに変更・退職していた場合

保育の実施基準に満たない可能性がある場合は、書類の提出を依頼するとともに、勤務(予定)先への調査や個人面談により市が確認を行う場合があります。保育実施基準に満たないと確認された場合は内定取り消しや退所となります。
- (4) 認定利用期間中に利用を中止(退所)したい場合は、退所届の提出が必要です。提出がなかったり、遅れた場合には、実際の利用状況にかかわらず保育料が発生しますので、速やかに手続きをしてください。
- (5) 他市の認定こども園をご希望のかたは、お早めに子ども総合窓口にご相談ください。

## 8. 新規申込の申請の流れ

10日

### 翌月1日入所分の申込締切

- 締切日までなら、いつでも申し込めます。(目安としては、入所希望月の1か月～3か月前からです。)
- 2月または3月入所申請は、翌年度4月と同時に行いますので締切が異なります。
- 申請の受付終了後、「保育施設入所の申込みを済ませられたかたへ」をお渡しますのでお読みください。

15日頃  
～月末

### 翌月1日入所分の入所選考(電話での選考結果のお問い合わせはお答えしていません。)

#### 入所が決定した場合

- 電話にて連絡します。
- 内定の通知を送付します。
- 各保育施設で入所に関する面談、説明会があります。

#### 待機になった場合

- 待機の通知を送付します。(利用開始希望月のみ)
- 平成31年3月入所まで選考の対象です。翌月からは入所が決定した場合のみ、電話にて連絡します。
- 平成31年4月入所の申請は改めて提出が必要です。(毎年11月頃にもみじだよりやHPでお知らせします。)
- 一時保育やファミリーサポートの利用を検討されるかたは、市HP等でご確認ください。



#### 入所

翌月1日  
以降

- 入所後1週間程度はならし保育があります。詳しくは、各施設でご確認ください。